

第 1 0 1 号議案

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

子育て部分休暇について規定する必要がある。

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等
に関する条例の一部を改正する条例

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成29年中野区条例第39号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項及び第2項中「並びに第11条第1項及び第3項」を「、第11条第1項及び第3項並びに第19条の2第1項」に改める。

第19条の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第19条の2 教育委員会は、職員が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子（満12歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であるものを含む。）を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。